



議会だより



【高知県香美市児童との交流事業 ～野塚小学校にて～（令和7年1月16日）】

— 内 容 —

◇令和6年第4回積丹町議会定例会 一般質問	◇議会の主なる動き …………… 11
①積丹町におけるGIGAスクール構想の推進 と補完について …………… 2～5	◇議会一口メモ …………… 11
②新型コロナウイルス感染対策について…… 5～8	◇積丹町議会・委員会出席状況 …………… 12
◇議員活動	◇編集後記 …………… 12
○後志町村議会議長会行政視察 …………… 8	
○北後志町村議会議長会道外視察研修 …… 9～10	

発行 積丹町議会
編集 議会広報編集特別委員会

令和6年第4回積丹町議会定例会

令和6年第4回積丹町議会定例会が12月17日に招集され、議案7件が審議され、同日閉会しました。

一般質問

記載の一般質問は要約しています。

① 積丹町におけるGIGAスクール構想の推進と補完について

おおさか 逢坂節子 議員



私たちを取り巻く生活環境は、スマートフォンを使用したインターネット通信など、デジタル通信技術を活用したコミュニケーションが著しく進歩しています。教育現場では、令和元年に文部科学省の取組みとして、全国の児童生徒1人に1台の学習用コンピュータと高速ネットワークを整備するGIGAスクール構想が

推進され、本町でも整備が進められてきたところです。今年度から同構想の第2期目に入っている中で、次の4点についてお伺いいたします。

- ① 積丹町立学校におけるGIGAスクール構想の進捗状況
- ② インターネット回線、LAN整備と通信速度の状況
- ③ 教科ごとのデジタル教科書、教材などの活用状況
- ④ GIGAスクール構想を補完する独自施策などの実施状況

原教育長答弁

GIGAスクール構想は、令和元年に文部科学省

が提唱したもので、その目的は全国の学校において子ども1人1台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め多様な児童生徒を誰一人取り残すことなく資質、能力を一層確実に育成できるICT環境の実現を目指すものです。このICT環境の整備により、課題や目的に応じて様々な情報を収集、整理、分析する調べ学習、推こうしながらの長い文書の作成、写真、音声等を用いた多様な資料や作品を制作する表現・制作学習、また地理的に離れた子どもたちが多様な考えに触れ合う遠隔教育などがより深まったものとなり、学習内容の充実が図られてきました。

このGIGAスクール構想で整備された端末が今年度から更新時期に入ったことから、文部科学省ではGIGAスクール構想の第2期を「ネクストGIGA」と称し、ICT環境をさらに進化させ、その利活用の促進を目指しています。

① 積丹町立学校におけるGIGAスクール構想の進捗状況は、小規模校活性化推進事業として積丹町校長会が主体となり、平成27年

度より先進地への事例調査の実施やタブレット端末を導入するなど試行的な遠隔授業の実践等に早くから取り組んできました。その後、国の施策であるGIGAスクール構想の趣旨を踏まえ、令和元年度に児童生徒用タブレット端末50台、翌2年度には63台を児童生徒全員に配備し、教育活動で使用してきました。教育委員会では、「令和の日本型学校教育」である個別最適な学びと協働的な学びの一体的充実に向け、デジタル教科書の導入や子どもたちが放課後学習等においても使用できるデジタル教材を導入するとともに、授業公開研究会や校内研修などを通じて教員のICT活用能力の向上にも取り組んできました。また、休日や病気による欠席、長期休業期間中は、一定のルールの下、タブレット端末の持ち帰りを進め、家庭学習の支援を行ってきました。今年度からスタートしたネクストGIGAの機器更新では、調達コスト削減のため北海道発注の共同調達方式により、更新時期である令和7年度に向け諸準備を進めています。

② インターネット回線、LAN

整備の状況は、令和2年度公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事により全校においてネットワーク環境が整い、各自が端末を持ち運び学習する環境が構築されました。

通信速度の状況は、文部科学省で推奨帯域を学校規模ごとに定めています。具体的には、全校100Mbps以上から1Gbps未満の通信速度が確保されています。

③教科ごとのデジタル教科書については、教科書は基本的に紙媒体による冊子ですが、補完的な役割としてデジタル教科書を用いています。デジタル教科書は、紙媒体にはない拡大、縮小、音声読み上げ機能等があり、例えば、掲載されている問題等の回答がマスクングされた状態であるため、問題を解くまで集中力を持続できるところや、動画などのデジタル教材との一体的使用も可能ですので、小学校の算数や理科、中学校の数学で使用しています。

ICT教材については、個別最適な学びの観点から、児童生徒がタブレットで自分のレベルを選択

してドリル問題を解き、答え合わせをしながら繰り返し学習できるシステムを全校で使用しており、また協働的な学びの観点から、タブレット上で児童生徒が意見交換を行うチャット機能を持つソフトウェアなども日常的に使用しています。このほか中学校ではオンラインで外国人トレーナーの学習サポートや英会話が実践できる教材を英語科で、コンピュータのプログラミングを学ぶ教材を技術、家庭科の技術分野で使用しています。

④GIGAスクール構想を補完する独自施策などの実施状況は、まず1点目として財源の確保についてです。令和2年度公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備工事においては、校内通信ネットワークシステム、美国小・中学校の端末充電保管庫、町内5校のファイルサーバーの整備を実施しましたが、国庫補助率が2分の1であることから、地方債として710万円を財源措置しました。また、第1期のGIGAスクール構想の機器配備により、ランニングコストとして令和6年度当初予算で一般財源201万4,000

円を措置しています。

2点目は、児童生徒の利活用についてです。家庭学習等を進めるに当たって、自宅などでインターネット回線が十分に整備されていない児童生徒に対し、貸出用のモバイルルーター13台を購入し、要望に応じ貸出しをしているところです。このモバイルルーターは、主に校外での教育活動などで有効に活用されています。

令和5年度からは昼休みの時間を利用し、オンラインで町内学校間の児童生徒をつなぎ交流を深める「しゃこたんつながる」を実施しており、学校間の垣根を取り払い中1ギャップの解消にもつながる交流事業として教育委員会としても活動支援をしています。また、姉妹都市である高知県香美市児童とのオンラインによる学習交流も進められてきました。

今後ネクストGIGAにおいてICT環境の更新や授業改善等につながる利活用の促進を図るとともに、引き続きタブレット等の使用に関する注意事項や健康に係る留意事項、情報モラル教育等について児童生徒や保護者の方々の注意喚起を行いながら、ICT教

育の推進に努めていきます。



▲GIGAスクール構想で整備された端末

再質問

GIGAスクール構想では、児童生徒が基本的な操作技術を身につけ、文房具の一つとして使いこなし正しく理解できるように導く力も現場ではつけないといけないかもしれません。指導する側の情報技術の活用指導力の向上が求められています。児童生徒に対する影響も大きいため、ぜひともサポート体制を確保していただきたいと思えます。

生徒1人に対し1台の学習用コンピュータが整備されたことにより、インフルエンザ等の感染症により学級閉鎖となった場合でも各家庭でのリモートによる授業が可能となっているということ、

家庭学習におけるインターネット環境を心配していましたが、整備されていない家庭にはモバイルルーターを貸出ししているということで安心しました。

デジタル化が進む中で、キーボードを押し変換すると簡単に文章、漢字が出てきます。紙の上で文章を作成しようとすると、すぐに漢字を思い出すことができないう状態です。これもデジタル化による弊害の一つと考えます。書くという行為が脳を活性化させる。これは重要なポイントではないでしょうか。町としてGIGAスクール構想第2期目に向かいさらに改善していく内容がありましたら、ご説明願います。

原教育長再答弁

機器の更新や整備を進めていくことはもとより、タブレット等の使用による児童生徒の健康面で留意事項やその注意喚起に関しても啓発を進めていきたいと考えています。これまで文部科学省では、児童生徒の発育及び健康状態を明らかにするため、学校保健統計調査や近視に関する実態調査等を定期的の実施してきました。併せて、授業でのI

CT活用による健康面への影響等について別途調査を行い、令和3年にICTを活用するためのガイドブックを作成するなど、目を守るための留意事項について教育委員会や学校を通じて児童生徒、保護者へ周知を行い、注意喚起をしてきたところです。

その留意事項として、児童生徒に対し「目をまもるためにはどうすればいいの?」といった啓発資料で近視の原因の対策として、タブレット端末やゲーム機を使うときには部屋を明るくすることや目を画面から30cm以上離すこと、30分に1回は遠くを見るようにすることなどを分かりやすく指導しています。また、保護者に対しては「子どもたちの目を守るために」という啓発資料で近視の子どもが増加している状況や近視が将来の目の病気のリスクを高める可能性に言及し、その対策として子どもたちが読書やタブレット端末を見る作業では対象との距離や時間毎に目を休めること、姿勢をよくすること、部屋の明るさや使用すること、部屋の輝度等適切に調節することなどを挙げ、注意喚起を行っています。今後ネクストGIGAを進

めるに当たり、これまで以上に児童生徒に対するICT機器を使う際の様々な注意事項を指導するとともに、保護者に対しても啓発資料の配付に努めていきます。



▲ ICT 機器を活用した授業の様子

再々質問

GIGAスクール構想の推進は教職員の現場において、タブレットの使い方、学習方法等大変苦勞して指導されたと思えます。

GIGAスクール構想で欠けている部分を積丹町自体が補っていることが必要だと常々思っており、デジタル化された教育現場での児童生徒の健康面に対するケアは必要だと感じています。児童生徒の裸眼視力が1.0未満の割合

は小学生が37・79%、中学生であれば60・93%と年齢によって悪化する傾向にあると新聞報道されたところでは、タブレット等を集中して見続けるとまばたきの回数が減り、ドライアイになりやすくなります。液晶画面のバックライトに使われるLEDからはブルーライトが出ており、健康面への影響等は確実に証明されていませんが、安全性を考慮しブルーライトをカットするフィルムなどの配付や、さらには、デジタル機器の過剰使用が原因と考えられる急性の内斜視が増加傾向であること等を踏まえ、児童生徒の健康を守るために年1回の健康診断のみならず、住民福祉課で購入したスポットビジョンスクリーナーという機器がありますので、健康診断の一つの中に活用していただきたいと思えます。この機器は、近視、乱視、斜視などを探知でき、3歳児健診に利用するために住民福祉課で購入した機器ですが、大人や児童生徒にも検査として使用できる機器です。住民福祉課と教育委員会が連携し、デジタル機器による児童生徒の目への影響の早期発見に大いに活用できます。

積丹町の未来を担う児童生徒への健康面のケアに注視して、事業を推進していくことが重要です。



▲スポットビジョンスクリーナー

原教育長再々答弁

本年度住民福祉課で購入した検査器は、近視、遠視、乱視や斜視等の症状が現れる前に発症する可能性を評価することが可能であり、乳幼児を対象とした健康診断で活用されていると承知しています。一方で、学校保健安全法及び同施行規則に基づく学校における目のに関する検査項目は視力検査と目の疾病及び異常の有無の2項目で、その2項目については本町が委嘱している眼科の学校医が眼球の動きや瞳孔の開きを確認するといった検査を実施していることから、現状では法令

で定められた検査項目を充足しています。これらの状況も踏まえ、来年度の健診に向けて眼科の学校医と協議し、医療分野における使用実績や有用性、健診での必要性などに関し専門的見地から意見をいただいた上でその活用方法などについて判断していきたいと考えています。

また、教育委員会が小学校就学予定者に実施している就学時健康診断については、児童生徒等の健康診断と同様に視力検査が実施されていることから、町が実施する乳幼児健康診断等との関連や適切な実施間隔など関係課と協議しながら、当該検査器の活用について検討を進めていきたいと考えています。

ICTとは……情報通信技術

積丹町議会だよりは、スマートフォンアプリ「マチイロ」での閲覧が可能です。議会審議や議員活動の状況などをご確認できますので、是非ご利用ください。

こちらからダウンロード



② 新型コロナウイルス感染対策について

石田 弘美 議員

に関し、5類感染症に位置づけ以降、町職員及び町民へどのような感染対策を実施しているのかお伺いします。

松井町長答弁

町職員の感染対策

新型コロナウイルス感染症は令和5年5月、5類感染症に位置づけられました。本年10月、厚生労働省が人口動態統計で令和5年5月から令和6年4月の1年間に新型コロナウイルスにより3万2,576人が死亡し、その97%が65歳以上の発表がありました。感染ピーク時と比べてワクチン接種等により死者数は減少しています。また、その数は季節性インフルエンザの約15倍と非常に恐ろしい病気です。

また、新型コロナウイルス感染者の約10から20%に後遺症が発生するとされています。人から人へ感染するこの新型コロナウイルス

策の実施状況については、令和5年5月8日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律で定める感染症5類のうち、季節性インフルエンザと同等の5類感染症の取扱いとなったところですが、手洗い、換気、三密の回避等、基本的な感染防止行動の自主的な取組の継続に努めています。特にマスクの着用については、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう配慮を求められているため、勤務時の着用については職員個々の判断を尊重していますが、医療機関の受診時や高齢者施設等々への訪問時、あるいは人混みに行くこと

きなどは、自身を守るためのマスク着用を心がけるようにしています。また、医療機関を受診し陽性と診断された場合には、発症日をゼロ日目として5日間は外出を控えることが推奨されていることから、同期間を出勤停止とし、職場内での感染拡大防止に努めています。

次に、町民の感染対策の実施状況については、職員の場合と同様に感染対策は個人の自主的な判断が基本となったところですが、新型コロナウイルスの特性や感染リスクが変わるわけではありませんので、引き続き職員と同様に基本的な感染防止行動に努めていただくこととしています。

また、町立国保診療所からのIP告知端末や診療所への来院者への声かけなどにより、例えば発熱やせきなどふだんと違う場合の早期受診の啓発に努めているほか、総合文化センター1階での次亜塩素酸水の無償提供を現在も続けています。

なお、今年度から「予防接種法の個人の発病または重症化の予防に重点を置き、本人が接種を希望する場合に実施されるもので、接

種の努力義務は課せられないB類疾病」に位置づけられているところですが、町民の重症化予防を強化するため、定期接種対象者あるいは任意接種対象者に対し同ワクチン接種費用の町費助成支援を拡充し、接種単価1人1回1万4,500円に対して自己負担を1人1,000円として接種を奨励し、感染予防対策に努めています。

また、11月末現在の国保診療所でのワクチン接種者は、65歳以上の定期接種者が146人、任意接種対象者が28人、計174人が接種済みです。また、国保診療所以外でのワクチン接種者は、11月末現在で65歳以上の定期接種者が46人、任意接種対象者が8人、計54人で、町民全体では65歳以上の定期接種対象者が192人、任意接種対象者が36人、合計228人が接種済みです。



▲次亜塩素酸水の無償提供

再質問

新型コロナウイルス感染症は、夏と冬の時期に拡大する傾向があります。病院ではマスク着用、体温測定を実施し院内感染を抑止する対策を講じています。庁舎にも以前体温測定器があったと思いますが、ここ最近は住民福祉課の前に設置されていなかった状況にあります。これについて、説明願います。

それと、本年11月から12月の本日まで職員が何人新型コロナウイルスに感染したのか、全体職員と併せて答弁願います。

また、本年11月から役場庁舎内で職員が新型コロナウイルスに多数感染しているとの話を聞きましたが、町はその実情を知っていたのか。その上で、同じ職場内の職員に情報提供し注意喚起を実施したのか。来庁した際に、大半の職員はマスクを着用していませんでした。これは職員の自主的判断と言いつつ、例えば家族が家で新型コロナウイルスに感染した場合、マスク着用等の対策をとるのではないのか。なぜ職員は庁舎に来る町民に対する配慮の思いが働かないのか非常に疑問に思います。新型コロナウイルスが庁舎内で

複数の職員が感染している状況があれば、役場の玄関先に「今役場内で新型コロナウイルスに感染している職員が多数いるので注意してください。」というような情報提供はしないのか。職員や町民の健康や生命を守ることが町の責務であると私は思いますが、その点どう考えているのかご説明願います。



▲体温測定器

松井町長再答弁

役場窓口の体温測定器の配備状況については、担当課長から答弁させます。

11月下旬からの職員の感染状況は、町部局で4名、教育委員会1名、議会事務局1名、国保診療所2名、保育所が3名ですが、いずれも確認の時期が同じではありません。また、今申し上げた数値は、簡易検査キット等で把握したものではなく、医療機関を受診して陽性と判定された数値です。

職場内での周知の状況ですが、

当然のことながら課の中で発生しますとマスクをする、手指消毒に努める等の基本的な感染対策についてはマナーとして実施していき、所属の管理職からも注意喚起をしています。

来庁者への周知の必要性については、考え方はいろいろあると思いますが、例えば発生している状況が集団感染かどうかなど、町民に不安感を与えることにもなりかねないため、十分考慮した上で住民周知を図らなければならないのではないかと考えます。しかし、改めて町民の皆さんには感染防止対策の基本的な取組について適切な対応を図っていきたいと思います。

町広報紙でも5類に移行された令和5年6月号での町民への啓発内容は、当然5類移行前とは変わっています。例えば基本的な感染防止行動としての①手洗い等の手指衛生、②十分な換気、③三密回避、④人との距離確保、以上についてはあくまでも国民の共通の基本的な対策として自己防衛してくださいということですので、町民の皆さんには改めて基本的な感染防止行動を引き続きお願いしていきたいと考えています。

新型コロナニュース

令和5年5月8日から
新型コロナウイルス感染症は5類感染症に移行しました！

令和5年5月8日から、新型コロナウイルス感染症の分類上の位置づけが、「5類感染症」となり、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりました。

発熱等の受診相談や症状がある場合は、かかりつけ医、国民診療所または北海道が設置する健康相談センター（0110-501-507・24時間対応）にご相談ください。

① 手洗い等の手指衛生
② 十分な換気
③ 三密回避
④ 人との距離確保

○引き続き、手洗い等の手指衛生や換気は感染対策に有効
○旅行先において高齢者等は混雑した場所を避けること等が有効

積丹町立国民健康保険診療所・さくら薬局 診察日程表

診療所からひとこと

11月診療所感染患者数状況
1. 新型コロナウイルス・・・2名
2. マイコプラズマ肺炎・・・0名(10月2名)
3. インフルエンザ・・・0名
4. 急性上気道炎・・・26名

風邪薬を処方されたら

1. 市販薬や栄養ドリンクと一緒に服用してはいけません。(薬の効能に影響するかも)
2. 風邪薬は眠気を起こす可能性があります。服用後、車の運転は控えましょう。

岩間住民福祉課長答弁

体温測定器の配備については、コロナ禍には住民福祉課の入口前に設置していましたが、5類移行後は測定器の不具合のため一度撤去しています。最近、新型コロナウイルス感染症やインフルエンザも流行しているため、測定器を改めて確認したところ、不具合が解消されたことから再度設置しています。

▲診療所の回覧及び町広報誌

再々質問 医療機関で判明した新型コロナウイルス感染者が町長部局で4人ということですが、それよりも感染した職員が多いと理解していますが、その点について確認します。

住民に対して周知することでも、住民が不安を覚えるということよりも、重要なのは感染したら最悪の場合、人が亡くなることです。全国で3万2,000人、北海道は2,000人くらい新型コロナウイルス感染症により亡くなっています。役場で感染して重症化したり、亡くなることのほうが住民に対して、その責任を果たしていないと思います。そのことから、職場内の状況を把握した上で適切に対処すべき問題だと思っています。

町は危機管理能力に欠けていると思います。今後新型コロナウイルス感染症に対しどのように感染予防、拡大防止対策を実施していくのかお伺いいたします。

松井町長再々答弁

新型コロナウイルスは新興感染症ともいいうほど種類も多く、治療薬についても適時に国内生産できるかどうか等の難しさがある現況下にあつて

も、国では法律の適用を変えたという事です。主な変更点は、①外出制限の廃止、②感染者の患者登録や健康観察、濃厚接触者の特定等把握の廃止、③感染者の定点把握への変更、④医療費の自己負担、⑤職場における取組を要請する業種別ガイドラインの廃止が、5類感染症に移行時の変更点です。したがって、それぞれ適時に状況判断し町民へ周知をしていかなければならないと考えます。

2類当時厚労省では、1カ所で5人以上同時発生した場合、また接触歴が明らかである場合を集団感染と定義していたことから、同時に5人以上が発生した場合にはそのような考え方の下で職場としての周知徹底と注意喚起もしていかなければならないと考えています。町民に対してどういう基準をもって注意喚起すべきかについては、1つは職員の職場での感染拡大によって行政サービスに支障が出てくるような場合に、窓口業務を一部休止する、役場は開庁しながらも部門的に休止の対応をするような場合には当然速やかにIP告知端末などを通じて町民にお知らせしなければならないと考えま

す。集団感染が懸念されるような状況でないときも町民に周知するべきかについては、ご心配をかける可能性もあることで、必ずしも町民への的確な対応と言えないのではないかと考えます。当然のことながら、町内で集団感染の状況があれば、国保診療所での陽性判定数の動向や近隣の医療機関等や保健所等の情報収集をして町民への適時適切な注意喚起、啓発に努めたいと考えています。

また、職員の感染者数については、医療機関で陽性判定を受けた者と、簡易キット等で自己判断した者と分けて考えなければなりません。例えば5日間の服務上の扱いをどうするのかということにも関わってくることで、医療機関で判明した場合についての5日間は病気休暇という扱いをしなければなりませんし、簡易キット使用による自己申告により、本人が自主的に5日間休む場合についても同じ扱いになるのかについては、人事院の扱い等の中ではそのような扱いにはなっておらず、服務取扱いの違いは前段申し上げた5類への移行の違いだと考えています。

議会を傍聴してみませんか

定例議会、臨時議会を問わず、受付名簿に住所氏名を記入するだけで、どなたでも気軽に傍聴することができます。詳しくは、議会事務局にお問い合わせください。

電話：44-3380

※入室の際は、個人の判断によりますが、季節性を含む感染症対策のため、マスクの着用及び手指消毒に引き続きご協力をお願いします。



*** 議員活動 ***

《後志町村議会議長会行政視察》

議会のペーパーレス化について

○視察先 神奈川県寒川町議会

○期間 令和6年11月14日（1日間）

後志町村議会議長会（後志19町村の議会議長で構成）主催による議会改革等の取組に関する調査を目的とした行政視察が実施され、岩本議長が参加しました。

***** 視 察 内 容 *****

タブレット端末の導入について

寒川町では平成19年に「議会改革推進委員会」を立ち上げ、通年議会の導入やインターネット中継など様々な議会改革を検討・実施する中の一環として、平成26年からタブレット端末を導入し、平成27年には予算書・決算書以外は完全ペーパーレス化を実施しました。

導入前は議会全体で年間約10万枚の会議資料を印刷・配付しており、費用は約91万円かかっていたほか、膨大な資料の保管場所や廃棄処理にも苦慮していました。

運用経費は印刷費用より多少増えましたが、管理・保管は議員個人でそれぞれ自宅に持ち帰り、インターネット利用や議会以外の政務活動にも使用できるようにしています。

***** まとめ（感想・意見）*****

全体の経費としては削減されていませんが、過去資料などの検索や写真・図面などのカラー資料も活用しやすく、インターネットを通じてオンライン会議等を実施したり、連絡事項もメール等で行えるなど事務局と議員の連絡ツールとしても活用できるため、メリットも大きいと感じました。

▶寒川町議会での視察の様子



《北後志町村議会議長会道外視察研修》

- 1 地域共生社会構築事業～地域福祉とその役割分担
- 2 DMV（デュアル・モード・ビークル）～鉄道・陸路走行車両の実態

- 視察先 1 香川県高松市役所
2 徳島県阿佐海岸鉄道株式会社

○期 間 令和6年10月30日～令和6年11月1日（3日間）

北後志町村議会議長会（北後志5町村の議会議長で構成）主催による地域共生社会構築及びDMVに関する調査を目的とした研修が実施され、田村副議長が参加しました。

1 地域共生社会構築事業について

***** 研 修 内 容 *****

事業導入経緯

地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会です。

高松市での導入のきっかけは、市民からの要望等ではなく、当時の市長からの指示で、検討チームを立ち上げました。改正社会福祉法が施行された平成30年8月よりモデル事業を開始し、令和4年4月より国の「重層的支援体制整備事業」の枠組みを活用し、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制づくりを推進しています。

重層的支援体制整備事業

高松市では以下の3つの取組を進めています。

1. 地域みんなで助け合う仕組みづくり
2. 話しやすく分かりやすい身近な相談支援
3. 暮らしのどんな困り事にも対応できる仕組みづくり

困りごとを抱えている人が相談しやすい環境を整備するため、「つながる福祉相談窓口」の設置や「まるごと福祉相談員」（注）を配置し、社会福祉協議会、民生委員、自治会等の協力を得て、地域ぐるみで支援に当たっています。

これまで子ども、生活困窮、障がい、介護等それぞれの担当ごとに対応していたものを、全ての相談をワンストップで対応できるようになりました。

（注）まるごと福祉相談員・・・福祉の専門職（社会福祉士・ケアマネージャー等）が、相談者の事情に応じて適切な支援のコーディネートを行う



▲高松市役所での研修の様子

今後の課題

困りごとを抱えている人を相談窓口や相談員へ繋げる中間的役割を担っている民生委員や、自治会等の役員も固定化され、高齢化の中で同じ人が様々な役職を担っている状況にあり、人員が減ってきています。

また、子どもや高齢者は、自分の状況に気付いていなかったり、我慢するなど訴えがないため、発見をすることが難しくなっています。

***** まとめ（感想・意見） *****

高松市のような大きな都市でも、民生委員や自治会等の役職の人選等について、小さな町村と同じ課題を抱えていることがわかりました。

また、今は個人情報の取扱いについて厳しいため、自ら相談に来てくれる方は良いですが、周りからみて問題を抱えていると思う方に対し、どこまで踏み込んでサポートに繋げていくかが難しい課題だと感じました。

ほっとけん 市民みんなでつくる
ほっとかんまち 高松。

▲高松型地域共生社会構築事業キャッチフレーズ

2 DMVについて（※DMVとは…道路と鉄道レールの両方を走行可能な新しい形態の交通機関）

***** 研修内容 *****

DMV導入経緯

DMVが走行する阿佐東線は、近隣地域の過疎化に伴い乗客数が減り、在来線の経営難が続いている中で、平成16年にJR四国の社長が徳島県知事とともに、当時北海道で開発中だったDMVに感銘を受け導入しようとしたのが始まりとなりました。

その後、東日本大震災時に三陸鉄道が大きく被災した状況を見て、徳島県知事はDMVが実用化されれば残った線路と道路を繋ぐことで復旧も早いと考え、徳島県南部も東北のリアス式海岸と似た地形をしていることから南海トラフ地震に備え、JR北海道に対しDMV実用化後に徳島県への導入について要望しました。

JR北海道では開発を途中で断念することとなりましたが、JR四国がそれを引き継ぎ実用化し現在に至っています。

DMV導入

導入に際し、国の認定基準をクリアするための国、県、近隣自治体、JR四国でつくる協議会を設置、総事業費約16億円以上をかけ車両、鉄道、信号設備等を整備し導入に至りました。

現在運行している車両は、マイクロバスを改造したもので3台所有しています。

DMV導入後

世界初の取り組みとして、国内外から注目を集めており、特に海外からは車両を売ってほしいなどの問い合わせもきています。

また、東京など県外のイベント等にも積極的に参加し知名度アップを図っており、DMVを見学するために鉄道マニアや観光客が訪れるようになり、集客にもつながってきています。

今後の課題

車両運転手については陸路・鉄道の両方の運転免許が必要なため、運転手の確保・育成が大変であり、鉄道免許は資格取得のための費用が高額であるため、資格取得のための補助を行うなどして人材確保を目指しています。

また、学校の統廃合や過疎化により地元の方の利用が減少している一方で、鉄道マニア等の観光客の利用は増加傾向にあり、現在道の駅穴喰温泉のみで販売している関連グッズについて、今後販路拡大を検討しています。

***** まとめ（感想・意見） *****

体験乗車した際に実際に地域住民も同乗してきて、生活の足として活用されていることが実感されました。

また、海岸線地域においては、津波等で交通網に被害があったとしても、鉄道・道路のどちらか残された経路で被災地近くまで辿り着ける可能性があり、支援物資の運搬等にも活躍できるのではないかと感じられました。



▲DMV鉄道モード



▲DMVバスモード

議会の主なる動き

- 十一月
- 26日 第3回積丹町議会臨時会
 〃日 総務文教常任委員会
- 29日 第2回後志広域連合議会定例会（岩本議長）
- 十二月
- 13日 議会運営委員会
 17日 第4回積丹町議会定例会
 23日 第1回北後志消防組合議会臨時会 余市町（岩本議長）
 〃日 第1回北後志衛生施設組合議会臨時会 余市町（岩本議長）
- 一月
- 4日 東しゃこたん漁業協同組合市場初セリ 古平町（岩本議長）
 7日 消防団出初式（岩本議長・田村副議長・山本議員・石田議員
 佐藤議員・逢坂議員・馬場議員）
 12日 積丹町二十歳の集い（岩本議長・田村副議長・山本議員・石田議員
 佐藤議員・海田議員・逢坂議員・馬場議員）
 24日 議会運営委員会
 〃日 第1回積丹町議会臨時会
 27日 後志町村女性議員協議会総会 倶知安町（逢坂議員）
- 二月
- 10日 第1回北しりべし廃棄物処理広域連合議会定例会 小樽市
 （岩本議長・田村副議長）
 12日 後志町村議会議長会定期総会 札幌市（岩本議長）
 18日 第1回北後志衛生施設組合議会定例会 余市町（岩本議長）
 〃日 第1回北後志消防組合議会定例会 余市町（岩本議長）
 21日 第2回積丹町議会臨時会
 〃日 総務文教常任委員会
 〃日 議会運営委員会
 〃日 広報編集特別委員会
 27日 第1回後志広域連合議会定例会 倶知安町（岩本議長）

議会一口メモ

大切なのは実質的な審議

議会は議事機関であって、十分に審議を尽くすことがその職責になる。

審議の適否は、ただ単に会期日数や審議日数の長短だけでは論じられない。

会期の日数等は、その時点における議会の構成によって、また、事件が抱えている問題点の多少やその内容によっても左右されるからである。

議会の審議に対する評価は、どのような高度な質疑や討論が濃密に行われたかによってなされるものである。重大な指摘事項があるはずなのに、「質疑なし」「討論なし」「異議なし」で済ませたり、逆に、町民の福祉とは直接関連のない議会の内部運営の問題や人事案件で紛糾して日数を無闇に費やしたりするようなことは、当然町民の信頼は得られない。

あくまで町民の立場に立った実質的な審議を尽くすことが、議会に与えられた使命となる。

(R6年11月～R7年2月)

○出席・□遅刻・△早退・×欠席

9	8	7	6	5	4	3	2	1	氏名		年月日
									項目		
岩本幹兒	馬場龍彦	逢坂節子	笹山義治	海田一時	佐藤晃	石田弘美	山本俊三	田村雄一	第3回臨時会		R6.11.26
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会		R6.11.26
○	△	○	○	○	○	△	○	△	議会運営委員会		R6.12.13
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第4回定例会		R6.12.17
○	△	○	○	○	○	△	○	△	議会運営委員会		R7.1.24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第1回臨時会		R7.1.24
○	○	○	○	○	○	○	○	○	第2回臨時会		R7.2.21
○	○	○	○	○	○	○	○	○	総務文教常任委員会		R7.2.21
○	△	○	○	○	○	△	○	△	議会運営委員会		R7.2.21
○	○	○	○	△	○	○	△	△	広報編集特別委員会		R7.2.21

編集後記

今年もすでに2カ月が過ぎ、弥生3月といえは暦の上ではもう春ですが、まだまだ寒い日が続いています。

今年は年明けから雪も少なく何よりと思っていたところでしたが、2月に入ってからの大雪に、やはり毎年降る量は決まっているものかと感じております。

さて、もう少しで町内小中学校の卒業式が行われます。

今年度は美国中学校、小中学校は美国・野塚・余別の3校で卒業式が予定されていますが、野塚小学校については残念ながら3月末で閉校となり、今年度が最後の卒業式となります。

4月からは野塚小学校の児童を始め、新入生や新社会人などこれから違う環境でのスタートになる方も多いと思いますが、それぞれの場所で過ごした皆さんの思い出を胸に勉強や仕事に頑張っていたきたいと思います。

(晃)

委員長 笹山義治
副委員長 馬場龍彦
委員 石田弘美
委員 佐藤晃
委員 逢坂節子

【3月末で閉校となる野塚小学校】